

2006.12.4

淀川水系流域委員会様

伊賀・水と緑の会 畑中尚

いつもお世話様です。メールにて3分間発言をいたします。

最初に言いたいのは、97年の河川法改正とその趣旨に基づいて淀川水系流域委員会が設置され、審議が開始されました。

2年間の協議の集大成として『提言』が纏められました。当時全国にもそして何よりも流域住民に大きな衝撃と感動を与えたものです。

これを受けて国交省近畿地方整備局は今後20年～30年間の河川整備計画の策定に入ると想っていましたところ、淀川水系流域委員会は引き続き審議継続・自然環境に与える重大な影響に対して詳細な資料提出・水需要の精査確認を求め、流域住民からも意見の汲み取りに多大なご努力をしていただきました。本当に有難うございました。

三重県の意見書について

- 1、伊賀水道用水供給事業（伊賀用水）（伊賀水道）とするのがいい。県の言う水の『卸屋』部分を強調するのではなく、受水する側は「水道」「用水」と日常使用している。こんなことよりもっと大事なことがある筈。
- 2、ダム建設が遅れると費用の増嵩になる。その責任は「淀川水系流域委員会にある、早く審議を終えよ」という。まさに本末転倒である。近畿地方整備局は『休止』を言い出す始末。ならば総事業費、水道水の水価の公表、1トン411円はどうなるのか、費用対効果、事業費の調達・償還即ちアロケの公表には一切口を噤んできた。自己水源の廃止の方針はダムありきできたためであり、あらゆる角度からの代替案の検討結果を示せば審議促進になった。県議会・市議会の議決があるなら提出しなさい。三重県にも重大な責任がある。
- 3、「伊賀水道事業」についての淀川水系流域委員会の指摘に全面賛成します。遠くの水より近くの水・一点集中型巨大型より分散地域密着に根ざした水道事業をと提唱してきた。
- 4、人口予測についてはやっと合意の目途が付いてきた。水道事業者・県企業庁は過大な予測をしてきた。このように合意を目指してほしい。
- 5、農業用水の転用を述べているのに、県は森井堰の設置場所云々を言う問題は違う。
- 6、総じて言うなら自然環境に触れていない、河川法改正の趣旨がわかっていない、長良川の二の舞を更に続けようというのか。再度の意見書提出を求めたい。

伊賀市の意見書について

- 1、工業用水(工場用)現在 3005 トン/日を H30 には 9346 トン/日にしたい。差し引き 6341 トン/日である。いつの間に 7100 トン/日になったのか、小さいことだが数値をいうなら正確な情報を住民に知らせるべきである。
- 2、三重県の項でも述べたが自己水源廃止はダム建設を前提にしているからだ。この行政方針の転換、行政改革を淀川水系流域委員会は指摘していただいている。何よりも後世に財政破綻・自然環境破壊に思いを抱けと警告していただいている。率直に何故受け止められないか。
- 3、財政問題について一言も述べていない。ダム建設の費用はどこからくるのか、水道水の料金の見通しは、住民の不安は解消されない。
とにかくダム建設推進では困ると言って置きたい。